

2025年7月15日

商法改正案の成立

2025年7月3日、韓国の国会本会議で商法一部改正法律案（議案番号：11251）が成立しました。今回の改正案は、理事の忠実義務の対象に株主を追加することを骨子とし、社外理事、監査委員会委員及び株主総会に関する内容が盛り込まれました。これに伴い、今後において企業のガバナンスや運営に多くの影響を及ぼすことが予想されます。

以下では、商法改正案の立法背景、主たる内容、そしてそれによる効果と展望について解説します。

I. 立法の背景

商法改正案は当初、今年3月に国会の本会議で可決されましたが、当時、大統領権限代理が再議要求権（拒否権）を行使したことを受け、同改正案は国会で再度票決に付されました。その結果、否決され、自動廃棄となっていました。その後、民主党は商法改正案を改めて発議し、与野党間の合意を経て、今回の改正案は2025年7月3日、国会の本会議で以下II.の内容で最終的に成立しました。

II. 主たる内容

1. 理事の忠実義務の拡大 - 改正案の公布直後に施行

従来の商法では、理事の忠実義務の対象が「会社」に限られていましたが、本改正案はこの義務の対象を「会社及び株主」に拡大しました。さらに、本改正案では、理事の職務遂行にあたって「総株主」の利益を保護し、「全体株主」の利益を公平に待遇するという新たな語句が追加されました。

2. 電子株主総会の導入及び大規模上場会社への電子株主総会の並行開催の義務づけ - 2027年1月1日から施行

現場並行型の電子株主総会が導入されます。特に、一定規模以上の資産総額の上場会社は、電子株主総会の開催が義務づけられます。

3. 上場会社の社外理事の名称変更（独立理事）及び義務選任比率の拡大 - 法施行から1年間猶予

上場会社において、社外理事の名称が独立理事に変わり、独立理事は他の役員から独立した機能を担うという旨が規定されました。上場会社の独立理事（従来の社外理事）の義務選任比率（大規模上場会社は3名以上であり、過半数の義務選任比率の特則は維持される）は、4分の1から3分の1に拡大されました。

4. 監査委員会委員の選任にあたって3%ルールの拡大適用 - 公布から1年経過後に施行

監査委員会委員の選出にあたり、筆頭株主は特殊関係人と合算して行使できる議決権が3%に制限されます。従来は、かかる制限がその他非常務理事である監査委員会委員の選出時に限って適用されたものの、改正案により、すべての監査委員会委員の選出適用されるようになりました。

III. 効果及び展望

1. 理事の忠実義務の拡大

忠実義務の対象に株主が追加されたことにより、従来より小口株主に対する保護が手厚くなる可能性があるとして評価されます。これを受け、株主は、改正された忠実義務条項に基づいて企業に対して多様な問題提起や訴訟など法的請求を行う可能性が高くなると予想され、企業と経営陣においては、これに備えてコーポレート・ガバナンスや意思決定プロセスを全般的に点検し、株主との常時的なコミュニケーションを強化する必要があります。

今後、特に一般株主に大きな影響を及ぼす事案（合併・分割等の価額/割合の算定、有償増資等の株主持分率希薄の取引、交付金の合併等の小口株主が所有する株式の評価や利害相反の状況、経営権の防御/紛争における各種措置、理事の自己取引、機会流用など会社との利害関係の衝突状況等）においては、当該取引が一般株主に及ぼす影響や一般株主の損害を防ぐ措置等について理事会での忠実な考慮や法的検討が求められます。

法制司法委員会の検討過程において、理事が「株主」に対して直接忠実義務を負うという語句は理事が会社との関係において委任の法律関係にあることを前提とする会社法体系と異質であるという指摘や、刑事上の背任罪において、理事が会社ではない株主に対しても背任の刑事責任を負うかどうかをめぐる議論を引き起こしかねないとか、「株主」、「総株主」、「全体株主」というそれぞれ異なる表現が使われることによる解釈上の議論を招くという指摘などがありました。企業においては、判例、有権解釈、確立した先例などがあるまでは、多様な法的不確実性に備えなければならないものと見られ、そのために関連立法動向、最新解釈と判例、このような不確実性を軽減できる方法などを検討する必要があります。

2. 電子株主総会の導入及び大規模上場会社への電子株主総会の並行開催の義務づけ

オンライン方式で株主総会が開催されれば、時間や場所の制約なく、株主が従来より株主総会に参加しやすくなります。しかし、電子株主総会の導入のためには、それに係る技術的システムの構築、安全性の検証などに多くの時間や費用がかかり、電子的な方式の株主総会の運営実務が確立・定着するまで、株主総会の現場で一部混乱を招く可能性があります。

電子株主総会を導入する企業においては、関連する技術的なエラーが発生した場合、それに伴う責任の所在に関する問題が提起される可能性にあらかじめ備えるとともに、特に従来より小口株主の参加率が高まったことにより、株主総会の案件別の定足数を確保するために株主とのコミュニケーションの強化などを並行して検討、実行する必要があります。

3. 上場会社の社外理事の名称変更及び義務選任比率の拡大

独立理事は、他の役員から独立した機能を担うという旨が追加されたことにより、上場会社の独立理事は非上場会社の社外理事より高い独立性が求められると解される可能性があることから、今後において、上場会社は独立理事の構成や担当する役割、理事会の運営においてこのような変化を考慮して反映する必要があります。

また、義務選任比率の拡大により、上場会社は、独立理事（従来の社外理事）を更に選任するために候補者を探して選任する負担が増えることとなります。

4. 監査委員会委員の選任における3%ルールの拡大適用

筆頭株主側の議決権を制限している、いわゆる3%ルールは、独立性が求められる監査委員会委員の選任にあたり、筆頭株主の過度な影響力を制限しようとする旨で設けられました。今回の改正により、監査委員会委員の選任全般に3%ルールが適用されることに伴い、筆頭株主ではない株主が監査委員会委員の選任に大きな影響力を行使できることが予想されます。

特に、株式分散度の高い企業においては、アクティビスト・ファンドなどが拡大された3%ルールを基に登記役員の構成や経営権の行使に対して問題提起する可能性をあらかじめ念頭に置きつつ、多様なシナリオ別の対応案を設けておくことが必要です。

5. 後続立法の可能性

執権与党は、今回の商法改正案に盛り込まれた事項以外にも、大規模上場会社に対する集中投票制の義務づけ、監査委員の分離選出の最小人数の引上げなど、他のガバナンスに係る立法案も推進しており、企業はそれに関連する立法動向を綿密に見極める一方、今回の商法改正案とともに他の立法案の内容が現実化した場合に各企業のガバナンスへ及ぼす影響を分析して備える必要があります。

関連構成員

尹成祚(ユン・ソングョ)

弁護士

T 02.3404.0196

E sungjo.yun@bkl.co.kr

金穆洪(キム・モクホン)

弁護士

T 02.3404.0460

E mokhong.kim@bkl.co.kr

李昨玲(イ・オリョン)

弁護士

T 02.3404.0688

E ohryung.lee@bkl.co.kr

崔喆雄(チェ・チョルウン)

弁護士

T 02.3404.7352

E cholung.choi@bkl.co.kr

法務法人(有限)太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人(有限)太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただけますようお願いいたします。